

東洋大学

# 甫水会

## 会員のしおり



2021年度

## 目 次

会長挨拶	——ご入学おめでとうございます——	1
甫水会の組織について		2
本部組織について		2
支部組織について（支部区分）		3
事業活動について		5
甫水会費について		6
東洋大学甫水会 会則		7
東洋大学甫水会 奨学生規程		9
甫水会の支部主催行事等援助金支給規程、東洋大学弔慰金に関する規程	——	10
東洋大学甫水会 個人情報の保護に関する取扱基準	——	11
キャンパスガイド		12
甫水会からのご案内		13
事業活動スナップ		14
甫水会からのご案内	15	17
事業活動スナップ	16	18
	19	21

ご入学おめでとう  
ございます。

甫水会会長 川本 正信



ご子息ご子女の東洋大学ご入学を心よりお祝い申し上げます。

「東洋大学甫水会（ほすいかい）」は、1959年（昭和34年）1月に「東洋大学父兄会」として「子女の善意と知性の伸長、健康の保全等を通じ、大学に協力して学生生活の充実を図り、父母相互の親睦と連帯の責任感によりて、子女の将来に希望と幸福をもたらすこと」を念願する。」という趣旨をもって設立されました。

学祖・井上円了先生が、日本における哲学研究とその普及のために東洋大学の前身となる哲学館や東京都中野区の哲学堂建設をめざし全国を講演行脚された際に、寄付を寄せられた方々に謝礼として贈られた自筆の書に記された雅号「甫水」を、会の名称に使わせていただいております。

東洋大学甫水会は、現在では全国に56支部、約26000名の会員により組織されています。本会に入会された会員は、お住まいの地域に基づいて、全国の都道府県に設置されている56の支部のいずれかに所属することになります。支部の構成につきましては、地域の広大な北海道、会員数の多い東京都、埼玉県、千葉県などには複数の支部が設置されております。

甫水会の活動には、大きく分けて本部活動と支部活動の2つに分かれています。本部活動におきましては、様々な学生活動への応援・支援、困窮する学生には給付型の奨学金制度も用意しています。また大学と協働で開催する「父母懇談会」や「会員

の集い・就職フォーラム」などを通して、全国のご父母保証人の皆様に大学の情報共有を行い、会員相互の連携や懇親を図つて参ります。

各支部におきましては、支部総会や就職講演会、キャンパス見学会、体育会運動部の応援会、文化サークルの鑑賞会など多彩な活動を本部からの支援を受ける形で自主的に活動運営がなされています。

甫水会は、大学との協働をコンセプトに大学の事業に密接に関わるとともに、在学生の最大のサポーターとして本冊子でご紹介しております各種の施策を実施しています。私ども父母保証人といたしましては、在学生の就職に際して不安が募るところですが、幸いなことに東洋大学では「哲学の精神」を建学の志として大切にしております。世の中の価値観の多様化や技術改革の進行等により現在の混沌とした時代の中でも、自立した個人として物事を深く考え自ら解を導き出すために相応しい素養を育めるよう教育体制が整備されています。大学と甫水会との協働を通して、在学生が安心安全に学生生活を過ごし、円満な就職が成就できるよう期待してやみません。

会員の皆さまには東洋大学をより身近に感じていただき、「子育ての総仕上げ」としてご子息ご子女が充実した学生生活を過ごし、豊かな将来像を確立していくけるよう甫水会として可能な役割を果たして参りたいと存じます。

最後になりましたが、昨年の甫水会創立60周年を記念して甫水会独自のホームページを立ち上げました。全国各支部活動の活発化と会員相互の情報共有に役立てたいと考えております。

会員の皆さまにおかれましては、是非お気軽に甫水会活動にご参加いただきますようお願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

# 本部組織について

「評議員会」は、全国に56ある支部の各支部長と支部会員数が1,000名を超える各支部において選出される支部長以外の1名からなる評議員により構成される甫水会の最高議決機関です。

役員の選出、会則の改正、事業計画および事業報告、予算及び決算など、会の重要な議案の議決を行います。

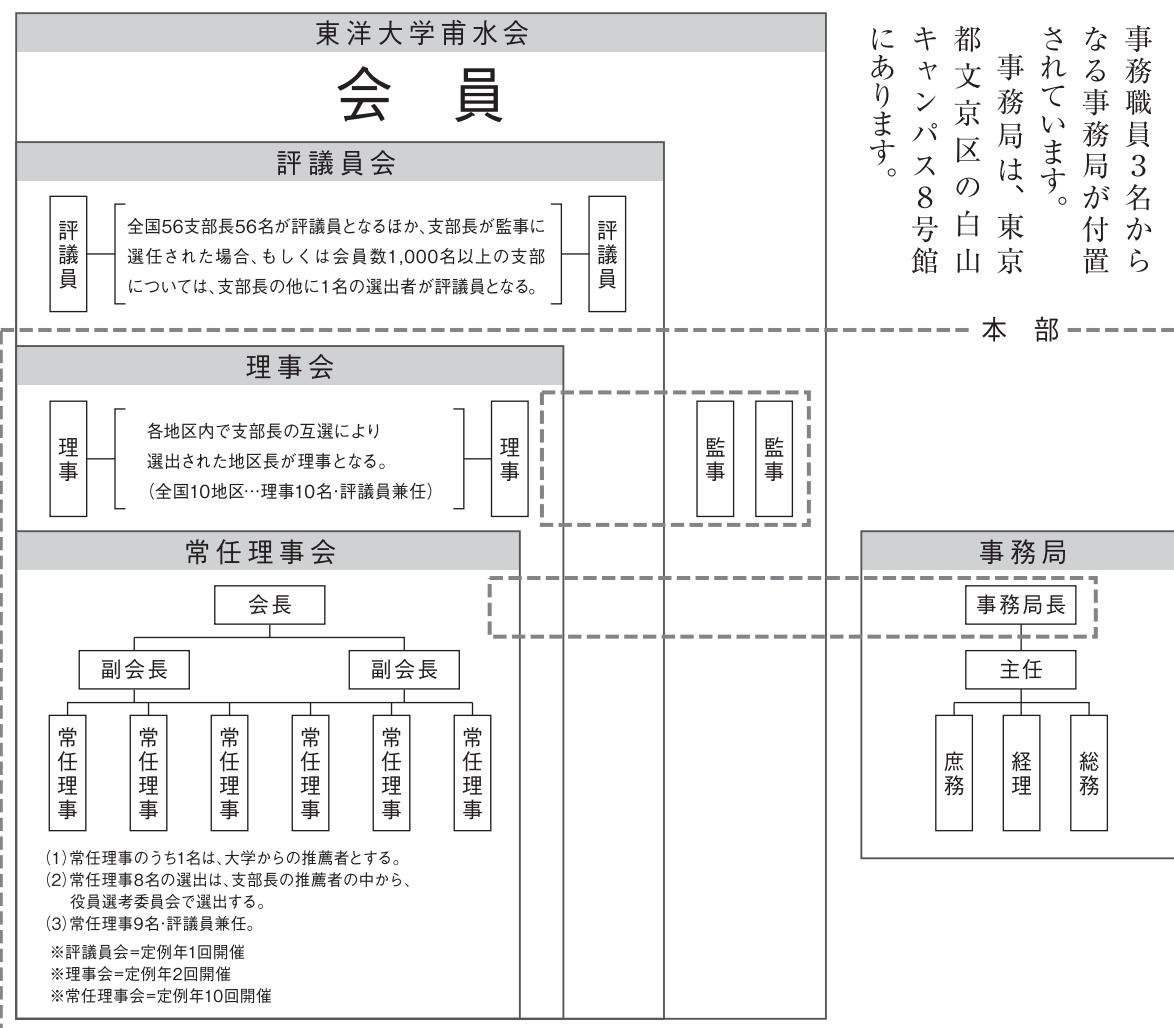
「理事会」は、全国10地区（北海道、東北、関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）の地区長（各地区内の支部長間での互選により選出）と次に説明する「常任理事会」のメンバーからなる理事により構成され、評議員会から決定または委任を受けた事項に係る業務の企画立案などを行います。

「常任理事会」は、支部長からの推薦者8名と学校法人東洋大学からの推薦者1名からなる常任理事により構成されます。常任理事の中から会長1名と副会長2名が選出され、予算の執行、会報の発行など理事会の決定した事項に係る業務執行を担います。

「本部」は、会長1名、副会長2名、常任理事6名、理事10名のほか、業務および会計の監査を行う監事2名を含む役員から構成され、事務局長1名と

事務職員3名からなる事務局が付置されています。  
事務局は、東京都文京区の白山キャンパス8号館にあります。

東洋大学甫水会組織図



支部名およびコード表	支部名	コード
北海道	札幌・函館	0101
	旭川	0103
	北見	0104
	室蘭	0105
	釧路	0106
	青森	0201
埼玉県	岩手	0301
	宮城	0401
	秋田	0501
	山形	0601
	福島	0701
	茨城	0801
	栃木	0901
	群馬	1001
	埼 北	1101
	埼 中	1102
千葉県	埼 東	1103
	埼 南	1104
	千葉東	1201
	千葉西	1202
	城 東	1301
	城 西	1302
	中 央	1303
	城 北	1304
	多 摂	1305
	神奈川	1401
愛知県	新潟	1501
	山 梨	1901
	長 野	2001
	富 山	1601
	石川・福井	1701
	岐 阜	2101
	静 岡	2201
	愛 知	2301
	三 重	2401
	京 都・滋賀	2601
京都・奈良支部合併となります。	阪 奈	2701
	兵 庫	2801
	和歌山	3001
	鳥 取	3101
	島 根	3201
	岡 山	3301
	広 島	3401
	山 口	3501
	徳 島	3601
	香 川	3701
大阪・奈良支部合併となります。	愛 媛	3801
	高 知	3901
	福 岡	4001
	佐 賀	4101
	長 崎	4201
	熊 本	4301
	大 分	4401
	宮 崎	4501
	鹿児島	4601
	沖 繩	4701

## 支部区分・支部コード 所属支部管轄市区郡町村一覧

北海道	支部名	管 轄 支 庁
札幌・函館	石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局の奈井江町・浦臼町以南渡島総合振興局、檜山振興局	
旭川	上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、空知総合振興局の砂川市・新十津川町以北	
北見	オホーツク総合振興局	
室蘭	胆振総合振興局、日高振興局	
釧路	釧路総合振興局、十勝総合振興局、根室振興局	

埼玉県	支部名	管 轄 支 庁
埼 北	埼 北	熊谷市、秩父市、深谷市、本庄市、大里郡(寄居町)、児玉郡(美里町・神川町・上里町)、秩父郡(横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村)
	埼 中	入間市、川越市、坂戸市、狭山市、鶴ヶ島市、所沢市、飯能市、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、入間郡(三芳町・毛呂山町・越生町)、比企郡(滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町)
	埼 東	春日部市、加須市、行田市、久喜市、越谷市、幸手市、白岡市、草加市、蓮田市、羽生市、三郷市、八潮市、吉川市、北葛飾郡(杉戸町・松伏町)、南埼玉郡(宮代町)
	埼 南	上尾市、朝霞市、桶川市、川口市、北本市、鴻巣市、さいたま市、志木市、戸田市、新座市、和光市、蕨市、北足立郡(伊奈町)

千葉県	支部名	管 轄 支 庁
千 葉 東	千 葉 東	旭市、いすみ市、市原市、印西市、大網白里市、勝浦市、香取市、鴨川市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、館山市、千葉市、銚子市、東金市、富里市、習志野市、成田市、富津市、南房總市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市、安房郡(鋸南町)、夷隅郡(大多喜町・御宿町)、印旛郡(酒々井町・栄町)、香取郡(神崎町・多古町・東庄町)、山武郡(九十九里町・芝山町・横芝光町)、長生郡(一宮町・白子町・長南町・長柄町・睦沢町・長生村)
	千 葉 西	我孫子市、市川市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、船橋市、松戸市

東京都	支部名	管 轄 支 庁
城 東	江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区	
城 西	渋谷区、新宿区、杉並区、世田谷区、中野区	
中 央	大田区、品川区、中央区、千代田区、港区、目黒区、青ヶ島村、小笠原村、大島町、神津島村、利島村、新島村、八丈町、三宅村、御藏島村	
城 北	足立区、荒川区、板橋区、北区、豊島区、練馬区、文京区	
多 摂	昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武藏村山市、西多摩郡(奥多摩町・日の出町・瑞穂町・檜原村)	

本会に加入された会員は、在住の地域に基づいて、全国の都道府県に設置されている56の支部のいずれかに所属することとなります。下記の「支部区分・支部コード所属支部管轄市区郡町村一覧」は、都道府県区分をベースに、

会員各位所属する支部の管轄となる市区町村を一覧化した表です。類似した市区町村名を判別するとともに、会員数や会費の集計のために支部ごとにコードを付しています。

# 支部組織について（支部区分）

# 事業活動について

## 本部が行う事業（行事）

### ●父母懇談会（大学と協働にて実施）

父母懇談会は、東洋大学主催の行事であり、大学の各キャンパスで実施される「学部別父母懇談会」と関東地区を除く地方の会場において実施される「地区別父母懇談会」を実施しています。

国内では3月下旬に緊急事態宣言が解除されましたが、4月になりまして新型コロナウイルスの新規感染者数は全国で増え続け、まん延防止等重点措置が10都府県に発出されています。（4月20日現在）

このような状況により、大学で検討した結果、「学部別父母懇談会」及び「地区別父

母懇談会」は昨年度と同様に非対面式（Web）で開催が決定しました。

折角、対面式で開催を希望されていた皆

様にとつては、残念な結果となりましたが、安心、安全が確保できないのであればやむを得ないと考えております。

父母懇談会については、5月下旬に特設ページを公開予定としています。Webを使用した部門別担当者による個別面談の実施の他、各キャンパスの紹介動画（キャンパスツアーア）配信も計画しています。

詳細は甫水会から5月下旬に送付予定の資料でご確認をお願いいたします。

### ●会員の集い・就職フォーラム

本会では、会員相互の親睦を深め、就職関係の充実を図ると共に、事業活動を一層充実させるために、二〇〇九年度より毎年10月下旬または11月上旬に「会員の集い・就職フォーラム」として、就職講演会のほか、「子供の就職活動にあたつての親の接方」をテーマに東洋大学の新卒者をはじめたパネルディスカッション、キャンパスツアーナなどを実施しています。

### ●全国56支部長研修会

本会は、本部と全国56支部が常に緊密に連携し、設立の趣意に基づき大学に協力して学生生活の充実を図り、会員相互の親睦と連帯を促進するために、56支部長の研修会を年1回開催しています。

## 学生・父母に対する支援

### ●奨学金の給付－「甫水会奨学生規程」

P10参照

これは、会員が不慮の事故により死亡、重病、罹災、突然失業したためにそのご子の修学が困難に陥った場合、会員または子女である学生の出願に基づき、所定の選考条件に合致すれば、月額3万円の奨学金を学生に給付するという制度です。年度ごとに予算の範囲内での採用枠が設定されています。この奨学金は貸与ではなく、返済の義務はありません。

具体的な申請手続については、本部事務局へお問い合わせ下さい。

### ●弔慰金の給付－「甫水会弔慰金に関する規程」 P11参照

不測の事故等で会員または会員のご子女が死亡された時に、その遺族に対しても弔慰金を給付しています。なお、給付については、学生部等と連絡をとり給付します。

### ●学生の課外活動への援助

全学的な規模で行なわれる大学祭、スポーツ大会、クラブ・サークル活動等に対する援助は、大学学生生活部署の紹介に基づいて行なわれます。

### ●甫水会長賞の授与

学部学科等の申請に基づき学生の参加するイベント・コンクール等の優秀者に対する授与です。

### ●外国人留学生関係行事への援助

本学の留学生団体が主催する行事及び大学が行っている関係行事（日本語弁論大会、英語弁論大会等）へも援助しています。

## 広報活動

甫水会活動についての紹介を中心とした「会員のしおり」と年度の活動内容についての報告を中心とした「甫水会報」を年1回発行しています。

本部事業執行について進捗状況を支部長へ報告する「甫水会ジャーナル」を年2回発行しています。

甫水会が実施する事業（行事）等について、甫水会ホームページにも適宜掲載しています。

## 校友会との連携

甫水会、校友会相互の交流を図る目的から、それぞれの行事については、役員を派遣、招待しています。

特に、支部総会で地元在住の校友からUターン情報等の話を聞いている支部もあり、交流を深めるよい機会となっています。

## 大学及び校友会との共同事業

### ●大学に対する寄付

東洋大学教育・研究協力資金に対する寄付を行っており、奨学事業の充実、在学生の課外活動の支援を中心に大学の事業に協力しています。

### ●「井上田アが志したものとは」への協賛

大学主催のこのコンクールでは、甫水会として実行委員会に出席するとともに、その諸経費の一部を負担援助しています。毎年、学生および一般の部に分けて入賞者を決定のうえ表彰しています。なお、

応募等の詳細については、エクステンション課（03-3945-7636）へお問い合わせください。

### ●卒業記念品の贈呈

毎年、大学・校友会・甫水会の三者の共同により、卒業生に対して卒業記念品を贈呈しています。

## 支部が行う事業（行事）

支部活動とは、「各支部が本部の指標に従い自主的に実施する活動」をいいます。

各支部の主な事業（行事）は、毎年大学主催の「父母懇談会」に併せて実施される「支部総会」のほか、支部ごとに随時開催される「就職説明（懇談）会」、「校舎見学会」、「講演会」などがあります。

これらの事業を通して、会員相互間の連絡を密にしながら大学の興隆発展に協力し、大学と協力して学生の心身の健全な発展を図るとともに自己研鑽を図る機会でもあります。

以下、これら事業の概要をご説明します。

### ●支部総会

甫水会における全国56支部ごとに、支部総会を実施しています。支部総会は、支部における事業計画の立案や運営の方を決定する会議として支部活動の要として位置づけられています。

### ●講演会・文学散歩等

例年、大学主催の「父母懇談会」の時期に合わせて実施されており、本部との連携を図りながら、大学と子女である学生の支援を図るとともに、実施に併せて懇親会が実施されていますが今年度は非

対面で実施します。

### ●就職説明（懇談）会

この事業の開催は、各支部会員のご要望により支部長が取りまとめて本部へ開催申請することから始まります。特に、今日の就職環境の厳しさから、会員の関心が高く、好評を得ています。

就職説明（懇談）会では、各支部ごとに就職コンサルタントや企業からの人事担当者などを講師に迎えて、企業の採用動向、大学生が直面している就職環境と具体的な就職対策、親としての子どもの就職活動に対する関り方などについて講演が行われます。

大学からは、就職・キャリア支援部が作成した就職環境全般と就職実績および就職支援体制に係る説明資料をもとに、甫水会本部の協力のもと作成したビジュアルツールの提供もなされ、充実した内容になっています。

### ●校舎見学会

この事業は、就職説明（懇談）会と同様の手順で開催されます。校舎見学会は、会員ご子女がどのような環境（施設設備）の中で学習しているかを知るとともに、ご子女とのコミュニケーションを図ることにも役立つているようです。

この事業の開催手順も前事業計画と同様ですが、大学の教員を講師として招聘し開催することを原則とし、支部会員の研鑽、親睦等を目的として行なわれております。

# 甫水会費について

「本部事業活動費及び支部事業活動費」は、会員となられたご父母（保証人）から会費として納入していただきた「甫水会費5,000円」で、これらの諸経費をまかなっています。

## 入会及び会費納入

### ●学部第一部（昼間部）の会員

学部第一部（昼間部）へご入学されました新入生のご父母（保証人）は、全員、自動的に甫水会に入会いただいている。会費の納入については、大学の学費（授業料）納入時、毎年「大學から届けられた学費払込用紙」で一括納入され、学生の在学期間は進級手続きに併せて継続納入されます。

### ●学部第一部（イブニングコース）の会員

学部二部（イブニングコース）へ入学された学生におかれましては、社会人として自立されている方もいらっしゃることから、甫水会への加入は任意となっています。入会をご希望のござ

父母（保証人）は、オンライン入学手続きの登録完了画面にある「こちらをクリック」より甫水会費納入手続ページへ進み、手続きを行っていただきおります。手続きを行っていない方で入会をご希望の方は甫水会事務局までご連絡して下さい。また、2年生以降の会費納入については、毎年4月上旬頃甫水会本部から「会費納入のご案内」を送付いたしますので、同封の「郵便振込用紙」で所定期日までにご送金下さい。なお、2年生以降も引き続き進級手続きに併せて会費納入が必要となります。

### ●学部第一部（昼間部）のご父母（保証人）は全員加入していることに鑑み、ぜひご加入をお願いします。

### ●会費の使途

各支部が受け取る支部運営費は、前述の支部主催事業費及び支部運営の費用として使われます。なお本部は前述の事業活動費、運営費、会議費、事務局管理費及び人件費等として使用されます。

### ●本部・支部会費の主な使途

これら会計の收支は、毎年度の予算書、決算書で明示され、常任理事会が理事会の議を経てから評議員会の承認を得て執行し、結果は甫水会の「会報」にて皆様にご報告しています。

### ●会計収支報告

支部へは、支部運営の基礎的経費として支部会員数に応じた一定額を本部から送金します。また、支部活動が円滑に運営できるように、支部からの行事企画の申請により、本部が定める一定の基準に基づいて、毎年度本部予算から該当する支部へ援助金、補助金として交付する予定です。

# 東洋大学甫水会 会則

## 東洋大学甫水会 会則

### 第1章 総則

第1条 この会は、東洋大学甫水会  
といふ。

第2条 この会は、本部を東京都文  
京区白山5丁目28番20号に置く。

### 第2章 目的および事業

第3条 この会は、東洋大学（以下  
「大学」という）学生の父母又は  
学生の保護者相互間の連絡を密に  
し、大学の興隆発展に協力すると  
ともに、大学と協力して学生の心  
身の健全な発達を図ることを目的  
とする。

第4条 この会は、前条の目的を達  
成するため、次の事業を行う。

- (1) 支部の組織強化に関すること
- (2) 教育の充実強化に関すること
- (3) 学生の文化、体育活動など  
に関すること
- (4) 学生の就職、福利厚生に関  
すること
- (5) 会報の発行
- (6) 父母又は学生の保護者の文  
化活動の促進
- (7) 大学への協力及び支援に関  
すること
- (8) その他必要と認める事業の  
推進

### 第3章 会員

第5条 この会の会員は、大学に在  
学する学生の父母又は保護者で、  
甫水会費を納入した者とする。  
ただし、外国人留学生の父母又  
は保護者は、除くものとする。

### 第4章 役員

第6条 この会に次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 2名  
常任理事 9名

（会長、副会長を含む）

理 事 10名  
監 事 2名

2 役員は、役員選考委員会（別に  
定める）で役員候補者として選出  
され、理事会・評議員会に諮り選  
任する。

3 役員選考委員会は、以下の各号  
にもとづいて、役員候補者の選考  
を行う。

(1) 会長候補者、および副会長  
候補者の選考は、常任理事  
候補者の中から選出する。

(2) 常任理事候補者は、支部長、  
および学校法人東洋大学が  
推薦するものとし、推薦者  
の中から候補者9名を以下

(3) 評議員会が決定した事項  
業務の企画立案

(4) 評議員会から委託された事項  
その他必要と認める事項

1) 常任理事候補者の内8名  
は、支部長からの推薦者と  
する。

2) 常任理事候補者の内1名  
は、学校法人東洋大学から  
の推薦者とする。

3) 常任理事候補者は、北海道・東  
北・関東・甲信越・北陸・  
東海・近畿・中国・四国・  
九州（含・沖縄）の各地区  
内で、支部長の互選により  
選出された、地区長をもつ  
てこれに当てる。

4) その他必要と認める事項

5) 理事会が決定した事項  
予算の執行

6) 会報の編集発行

7) 監事は、この会の業務およ  
び会計の監査を行う。

8) 第11条 この会の役員は、評議員会  
において選出する。

9) 第12条 この会の役員はすべて評議  
員となる。

10) 第13条 役員の任期は1年とする。

11) 第14条 役員が辞任するときは、会

2) 理事会は、評議員会の建議、答  
申、要望事項を処理した場合には  
次回の評議員会に報告しなければ  
ならない。

3) 第9条 常任理事は、会長、副会長  
とともに常任理事会を構成し、次  
の業務を執行する。

4) 第10条 監事は、この会の業務およ  
び会計の監査を行う。

5) 第11条 この会の役員は、評議員会  
において選出する。

6) 第12条 この会の役員はすべて評議  
員となる。

7) 第13条 役員の任期は1年とする。

8) 第14条 役員が辞任するときは、会

長にその事由を申し出て、常任理事会の同意を得るものとする。

第15条 役員は任期満了後、もしくは改選後においても、後任者が就任するまでその業務を続けなければならない。

第16条 役員に業務上ふさわしくない行為のあったとき、またはこの会の名誉を著しく傷つけたときは、常任理事会の発議により、評議員会に諮り、適當な措置を行うことができる。

第17条 役員は無給とする。ただし、業務に関与した場合は、別に定めるところにより、実費を支給する。

## 第5章 顧問

第18条 この会は、満期退任役員の中から顧問を置くことができる。

2 事務局経験者の顧問を、置くことができる。

第19条 顧問は、理事会の議を経て評議員会に諮り、会長が委嘱する。

2 顧問は、常任理事会の諮問に応じて助言するものとする。

3 顧問は、会長の命を受けて、甫水懇談会その他の行事に参加することができるものとする。

4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 評議員

第20条 この会に評議員80名以内を置く。

2 評議員は、支部長をもってこれに当てる。ただし、支部長が監事に選任された場合、もしくは会員

数が1,000名を超える支部は、支部長以外に1名の評議員を選出するものとする。

第21条 評議員は評議員会を構成し、次の事項を審議し決定する。

2 評議員会の代理出席については、支部長の指名する支部役員とする。

3 評議員会の代行出席については、支部長の指名する支部役員とする。

第22条 評議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 重要な資産の取得および処分に関する事項

3 その他必要と認める事項

4 予算および決算に関すること

5 重要な資産の取得および処分に関する事項

6 その他必要と認める事項

7 事業計画および事業報告に関すること

8 会則の改正に関すること

9 予算および決算に関すること

10 会則の改正に関すること

11 予算および決算に関すること

12 会則の改正に関すること

13 予算および決算に関すること

14 会則の改正に関すること

15 予算および決算に関すること

16 会則の改正に関すること

17 予算および決算に関すること

18 会則の改正に関すること

19 予算および決算に関すること

20 会則の改正に関すること

21 予算および決算に関すること

22 会則の改正に関すること

23 予算および決算に関すること

24 会則の改正に関すること

25 予算および決算に関すること

26 会則の改正に関すること

27 予算および決算に関すること

28 会則の改正に関すること

過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。上招集し、その議長となる。

第24条 理事会は、会長が年1回以上招集し、その議長となる。

2 理事会の招集、成立、議決については、第23条第2項・第3項・第4項の規定を準用する。

3 評議員会における審議・承認は、

郵便、ファックス、電子メール等の手段を利用した文書会議形式により行うことができるものとする。

4 評議員会は、会長が招集する。

5 評議員会の議長および副議長は、評議員会においてその都度互選する。

6 評議員会の招集、成立、議決について

ついては、第23条第2項・第3項・第4項の規定を準用する。

7 評議員会の目的を示して請求があつた場合は、会長は10日以内にこれらを招集しなければならない。

8 常任理事会は、常任理事会には議事録を作成し、議長および出席者代表2名の署名捺印をうけ、これを保存する。

9 常任理事会は、会長が召集する。

10 常任理事会は、会長が年1回招集する。

11 常任理事会は、会長が年1回招集する。

12 常任理事会は、会長が年1回招集する。

13 常任理事会は、会長が年1回招集する。

14 常任理事会は、会長が年1回招集する。

15 常任理事会は、会長が年1回招集する。

16 常任理事会は、会長が年1回招集する。

17 常任理事会は、会長が年1回招集する。

18 常任理事会は、会長が年1回招集する。

19 常任理事会は、会長が年1回招集する。

20 常任理事会は、会長が年1回招集する。

21 常任理事会は、会長が年1回招集する。

22 常任理事会は、会長が年1回招集する。

23 常任理事会は、会長が年1回招集する。

24 常任理事会は、会長が年1回招集する。

25 常任理事会は、会長が年1回招集する。

26 常任理事会は、会長が年1回招集する。

27 常任理事会は、会長が年1回招集する。

28 常任理事会は、会長が年1回招集する。

は保護者が在籍する学生の学業及び生活に関し、相互に理解と協力を深めるとともに、連絡を密にし、大学の教育及び研究に必要な行事を実施する。

2 各学部の現状報告

3 学生の履修・成績に関する相談

4 学生の就職、福利厚生に関する相談

5 在籍する学生の学内施設（展示資料含む）の見学

6 その他必要と認める事項（展示資料含む）

7 甫水懇談会は、大学が実施する諸行事をもつて、これを読み替えることができる。

8 甫水懇談会は、次のとおりとされる。

9 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

10 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

11 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

12 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

13 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

14 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

15 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

16 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

17 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

18 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

19 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

20 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

21 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

22 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

23 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

24 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

25 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

26 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

27 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

28 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

29 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

30 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

31 甫水懇談会は、会長が年1回開催する。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

第31条 この会の資産は、会長が管理し運用する。

2 基本財産は、評議員会の議決を経て、確実な有価証券、信託預金または郵便定期貯金、銀行定期預金として会長が保管する。

第32条 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この会の事業遂行上やむをえない事情があるときは、評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第33条 この会の事業遂行に要する費用は、甫水会費および資産から生ずる果実、事業に伴う収入・寄付金品等の運用財産によつてまかなう。

第34条 この会の事業計画およびこれを作成し、常任理事会および理事会の審議を経、評議員会の議決を得なければならぬ。事業計画および収支予算を変更したときも同様とする。

2 会長は、やむを得ない事由により予算の追加その他の変更をするときは、補正予算を編成することができる。

3 予測し難い経費の支出に充てるため、予備費として相当の金額を予算に計上することができ

4 予算の執行にあたり、やむを得ない事由により予算科目の流用が必要な場合は、各科目間での流用ができる。

第35条 この会の収支決算は、毎会計年度に会長が作成し、財産目録および事業報告書とともに監事の意見をつけ、評議員会の議決を得なければならぬ。

2 この会の収支決算の余剰金があるときは、評議員会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第36条 収支予算で定めたものを除いて、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。ただし、その会計年度内の収入をもつて償還する時借入金については常任理事会の議決によるものとする。

第37条 甫水会費は、次の通りとする。

2 甫水会費は、年額5,000円とし、学生の入学時並びに以後毎年授業料払込時に納入するものとする。

第38条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終まる。

**第10章 地区および支部**

第39条 この会の連絡を密にし、組織を充実強化させるため、地区および支部を設ける。

2 事務局長は、常任理事会および事務局長は、会長の命を受けて事務員を指揮監督し、この会の事業実施、資産の管理などの事務を処理する。

4 地区長は、各地区内支部長の中から支部長の互選により選出する。

3 地区長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 地区長は、地区内の支部長を代表して理事となり、第8条の理事会に出席してその業務を処理する。

第41条 支部は、都道府県に1支部を置く。ただし、東京都、北海道、埼玉県および千葉県には複数の支部を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の支部を合併して1支部とすることができる。

3 支部は、本部との連絡を密にして、特に次の事項については直ちに本部に報告しなければならない。

(1) 支部長および副支部長の改選  
 (2) 支部規約の改正  
 (3) 支部事務所の変更  
 (4) 支部会計報告（年1回）  
 (5) その他必要な事項

**第11章 事務局**

第42条 この会に事務局を設け、嘱託の事務局長および事務員若干名を置く。

2 「嘱託者の採用」は、別に定める「嘱託者雇用に関する要綱」によるものとする。

第43条 事務局長は、会長の命を受けて事務員を指揮監督し、この会の事業実施、資産の管理などの事務を処理する。

# 東洋大学甫水会 奨学生規程

第1条 東洋大学甫水会（以下「本会」という。）は、会員が不測の事故（重病、死亡、罹災、失業等）により、家計の事情に急変が生じたために子女の修学が困難となつたときは、当該会員の子女の出願に基づき、この規程を適用し、所定の選考に合格したものを奨学生に採用して奨学生を給付する。

2 前項以外に、次の各号に該当する学生を奨学生に採用することができる。

- (1) 外国人留学生で成績優秀者
- (2) 経済的困窮で修学または円滑な就職活動が困難な者
- (3) 奨学生の選考については、次の場合に行なう。
  - (1) 本会会員の子女からの出願
  - (2) 本会からの募集に対して、応募があつた場合
  - (3) 大学からの推薦または申し入れのあつた場合
  - (4) 本会本部役員または支部長からの申請があつた場合

第3条 本会が奨学生に給付する奨学金は、毎年度の一般会計に計上された予算範囲内に限るものとする。

2 本会の奨学生は、返済の義務を伴わないものとする。

第4条 本会の奨学生は、東洋大学に在学中の学生であつて、次の要件を備えたものとする。

- (1) 健康であり、家計急変に伴う困難を克服し、卒業まで勉学を続行する強い意志を持つていること。
- (2) 学習活動や生活全般を通じての態度・活動が学生らしい人物であること。

第5条 奨学生に対する奨学生の給付は、次のとおり行う。

- (1) 奨学生は、月額30,000円とする。
- (2) 支給期間は、原則として、12ヶ月を上限とする。
- (3) 奨学生の給付は、原則として毎月25日に本会本部事務局より給付する。必要に応じて、数か月をまとめて給付することができる。

第6条 奨学生の給付期間は、原則として奨学生採用年度限りとする。ただし、毎年3月末日の現況調査により、引き続き経済的援助の必要が認められ、かつ、本人に初志貫徹の意志ありとみとめられる。

場合は、所要の手続きを経て次年度に継続することが出来るものとする。

第7条 本会の会員が子女の奨学生採用を希望する時は、本部事務局に申し出て「奨学生願書」、「所得証明書」等の用紙の交付を受け、必要な書類一式を整えた上、甫水会長あてに提出するものとする。

第8条 奨学生の採用選考は、本部常任理事会が「東洋大学甫水会奨学生選考基準内規」により行い、学生選考基準内規により行い、会長が決定する。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附 則  
この規程は、2018年11月10日から施行する。

（2021年3月現在）

# 甫水会の支部主催行事等援助金支給規程

## 甫水会の支部主催行事等援助金支給規程、弔慰金に関する規程

第1条 支部が主催する行事等について援助金を支給する場合は、この規程による。

第2条 支部は、所定の書式により事前に申請する。

第3条 会員全体を対象とした就職説明（懇談）会の支部主催行事等については支部からの申請に基づき審査のうえ年度10万円の範囲内で援助する。ただし、申請支部の繰越金等を考慮のうえ、援助金を支給する。

第4条 会員全体を対象とした講演

会および校舎見学会（視察・研修）等の支部主催行事は、原則として、支部予算の範囲内で実施するものとする。ただし、支部予算では賄えない場合で、やむを得ないと認められる場合についてのみ、支部からの申請に基づき審議のうえ、年度10万円の範囲内で援助する。

第5条 本学学生の文化・体育活動

の支部主催応援行事等については、年度10万円の範囲以内で援助する。この場合の支部主催応援行

事等には、各地区で開催される競技大会応援の他、サークル・クラブの合宿訪問、演奏会参加および学生が参加する祭事等を含むものとする。ただし、申請支部の繰越金等を考慮のうえ援助金を支給する。

第6条 支部主催行事等を同じ日に複数開催する場合の援助は、1回開催分とする。

第7条 第3条および第4条、第5条の援助金支給時期については、支部主催行事開催後の報告書によ

り常任理事会の審議に基づき、援助金を支給することができる。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の了承を得る。

### 附 則

1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

2 この規程の運用詳細については別途定める。

（2021年3月現在）

## 東洋大学甫水会 弔慰金に関する規程

第1条 この規程は、東洋大学甫水会の弔慰金（以下「弔慰金」といいう。）取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程は、東洋大学甫水会の会員（以下「会員」という。）及び会員の子女である学生（以下「学生」という。）に対して適用する。

2 天変地異の場合は、原則として適用しない。

定用紙に記入押印の上、請求するものとする。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 所定用紙には、必要に応じてその事実を証明する書類を添付するものとする。

（2021年3月現在）

第1条 この規程は、東洋大学甫水会の弔慰金（以下「弔慰金」といいう。）取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程は、東洋大学甫水会の会員（以下「会員」という。）及び会員の子女である学生（以下「学生」という。）に対する適用する者は、原則として受けようとする者は、原則としてその事実発生時から1ヶ月以内に所

の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

第4条 この規程による弔慰金を受けようとする者は、原則としてその事実発生時から1ヶ月以内に所

の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

第5条 この規程の改廃は、理事会

# 東洋大学甫水会 個人情報の保護に関する取扱基準

## (目的)

第1条 この基準は、東洋大学甫水会の個人情報の保護に関する遵守すべき事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第2条 この基準において「個人情報」とは、東洋大学甫水会員およびその学生に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 この基準において「個人情報データベース」とは、学校法人東洋大学が有する個人情報を含む情報の集合物の中から、甫水会本部が特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

3 この基準において「個人情報取扱事業者」(以下「情報取扱者」という)とは、個人情報データベースを用い情報を提供する甫水会事務局をいう。

(甫水会本部)

- は、次に掲げるものとする。
- 1 会員氏名
  - 2 会員住所・郵便番号・電話番号
  - 3 学生氏名
  - 4 会員勤務先・電話番号
  - 5 学生学年、性別、所属学部
  - 6 学科
  - 7 学生学籍番号
  - 8 学生出身高等学校
- 2 情報取扱者は、第1項に掲げる個人情報が不要になったとき、直ちに消去・廃棄するものとする。
- 3 甫水会は、保有する個人情報を適正に管理しなければならない。

- 3 第3条第1項第3号および第7号について支部長から情報提供の申し出があった場合、事情により所定の手続を経て甫水会会长の許可を得るものとする。
- 4 支部長は、支部会員の個人情報を適正に管理しなければならない。
- (支部での名簿作成)
- 第5条 個人情報の入った支部会員名簿を支部で作成することは、禁止する。ただし、役員名簿はこの限りではない。
- 2 支部運営上やむを得ず作成する必要がある場合は、甫水会会长の許可を得るものとする。ただし、この場合、学籍番号は省かなければならない。

- (甫水会支部)
- 3 第3者への提供禁止
- 第6条 第4条および第5条に規定する個人情報は、甫水会本部が行う発送業務および学生総合補償制度に関する業務並びに支部が行う発送業務を委託するときは、個人情報の保護のため、委託先の監督を厳格にしなければならない。
- 2 発送業務を委託するときは、個人情報データベースの管理
- 3 第3条第1項第3号および第7号について支部長から情報提供の申し出があった場合、事情により所定の手続を経て甫水会会长の許可を得るものとする。
- 2 発送業務を委託するときは、個人情報の保護のため、委託先の監督を厳格にしなければならない。
- (個人情報データベースの管理)
- (2021年3月現在)

第7条 情報取扱者は、個人情報データベースの維持・管理をするとともに、第三者への個人情報の流出を防止しなければならない。

(奨学生選考書類)

第8条 東洋大学甫水会奨学生規程第7条に規定する書類一式は、常任理事会での選考後、回収のうえ廃棄する。

(責任)

第9条 情報取扱者および支部長は、個人情報の適正な取り扱いを確保し、この基準を遵守する責務を有する。

(基準の改廃)

第10条 この基準の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この基準は、平成16年5月22日から施行する。

# 白山キャンパス

〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20

文・経済・経営・法・社会・  
国際・国際観光学部・国際地域  
イブニングコース（第2部）  
大学院



敷地：3万6,412m<sup>2</sup> / 校舎：11万2,712m<sup>2</sup>

## MAP



## ACCESS

- JR巣鴨駅から浅草寿町行バスで10分 東洋大学前下車
- 都営地下鉄三田線で白山駅下車 徒歩5分
- 都営地下鉄三田線で千石駅下車 徒歩7分
- 東京メトロ南北線で本駒込駅下車 徒歩5分

創立者の立像が見守る「甫水の森」は、地形を活かした緑と水のオーブンスペースが評価を受け、2003（平成15）年度に文京区の第3回文の京都市景観賞「景観創造賞」を受賞しました。5号館は、井上円了ホテルと井上円了記念博物館があり、創立者を記念した建物となっております。

6号館は、西門のポケットパークやシンボルツリー（大楠）、屋上緑化が評価され、2005（平成17）年度第5回文の京都市景観賞「景観創造賞」や、2006（平成18）年度東京都環境賞「知事賞」を受賞しました。創立125周年を迎えた2012（平成24）年に「研究開発」「国際化」「交流・発信」の機能を備えた125周年記念館（8号館）、9号館が完成。

2017（平成29）年に10号館が完成しました。タワー型の2号館からは副都心を一望できます。キャンパス内には複数の学食スペースがあり、メニューも豊富に取り揃えています。

## お問い合わせ先

ご案内事項	取扱い窓口	電話番号
●キャンパス代表	総務課	03-3945-7224
●教務関係		
授業・成績等	文 学 部 経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部 社 会 学 部 国 际 学 部 国 际 地 域 学 部 国 际 地 域 学 部 国 际 观 光 学 科 国 际 地 域 学 部 国 际 观 光 学 科 大 学 院	03-3945-8544 03-3945-7569 03-3945-7602 03-3945-8547 03-3945-8538 03-3945-4233 03-3945-4248 03-3945-7250 各学部共通 03-3945-7225
証明書音声ガイド		
●学生生活関係		
奨学金 アルバイト・下宿・アパート サークル活動 運動部関係 保健管理室 学生サポート室 学生サポート室（障がい学生支援）	学生支援課	03-3945-7124 09-3945-7262 03-3945-7809 03-3945-7278 03-3945-7265 03-3945-8673
●キャリア・就職相談	就職・キャリア支援部	03-3945-7280
●留学関係	国際教育センター／国際部	03-3945-7559
●寄付・募金関係	募 金 課	03-3945-7498
●図書館関係	白 山 図 書 館	03-3945-7325
●学費関係	財 务 課	mlgakuhi@toyo.jp
●入試	入 試 課	
	入試情報サイト問い合わせフォームから <a href="https://www.toyo.ac.jp/nyushi/inquiry/">https://www.toyo.ac.jp/nyushi/inquiry/</a>	

# 川越キャンパス

〒350-8585 埼玉県川越市鯨井2100



敷地：28万6,981m<sup>2</sup>／校舎：7万7,391m<sup>2</sup>

## MAP



## ACCESS

■池袋駅から東武東上線で急行38分

鶴ヶ島駅下車 徒歩10分

**理工学部・総合情報学部  
大学院理工学研究科  
大学院総合情報学研究科  
大学院学際・融合科学研究科**

川越キャンパスは、1961（昭和36）年に工学部の学生が学ぶキャンパスとして開設されました。現在では理工学部・総合情報学部・大学院に在籍するおよそ5000名の学生が学ぶ場となつております。東京ドーム約6個分という広大な敷地を活かし、「物創り工房」や「バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター」など多くの研究施設を設置しています。数学・物理・英語などの基礎科目に対応した「学習支援室」や留学・海外インターナシップ、語学学習などについて支援する「グローバルコミュニケーションスペース（GCS）」などの学習施設も設置しています。また、部活動・サークル活動も盛んで、川越だけでも50以上のサークルが活動しています。

その一方で、陸上競技場やラグビー場、野球場など各種グラウンドを備え、2018年3月には国内では珍しい屋内走路を併設した体育馆を新築いたしました。また「大越記念庭園」や新西門から始まる「こもれびの森」等の豊かな自然を持つキャンパスでもあります。

その他、川越市と協力して行っている地域連携プログラムや一般の方に参加いただける「オープンカレッジ」、「こもれびの森・里山一般援隊」など学外と協働した事業も行つております。

## お問い合わせ先

ご案内事項	取扱い窓口	電話番号
-------	-------	------

### ●教務関係

履修・成績・試験・学籍 教職・各種証明書	教 学 課	049-239-1312
-------------------------	-------	--------------

### ●学生生活関係

奨学金・クラブ・サークル活動 アルバイト 下宿・アパート 学生相談室 医務室（健康管理）	教 学 課	049-239-1314 03-5466-1236 049-228-8832 049-239-1544 049-239-1317
--	-------	--

※川越キャンパスでは業務委託をしております。

### ●就職関係

求人受付 就職相談	教 学 課	049-239-1641
--------------	-------	--------------

### ●学費・入試関係

学費 入試関係	総 务 課	049-239-1303 049-239-1392
------------	-------	------------------------------

### ●図書館関係

図書館川越	図 書 館	049-239-1321
-------	-------	--------------

### ●キャンパス代表

その他上記以外のお問い合わせ	総 务 課	049-239-1300
----------------	-------	--------------

# 板倉キャンパス

〒374-0193 群馬県邑楽郡板倉町泉野1-1-1

生命科学部・食環境科学部  
大学院（生命科学研究科・食環境科学研究科）



敷地：33万1,963m<sup>2</sup>／校舎：3万4,279m<sup>2</sup>

板倉キャンパスには現在、生命科学部・食環境科学部・大学院生命科学研究科・食環境科学研究科の2学部2研究科が設置されており、約1800名の学生が勉学に励んでいます。キャンパスには多くの実験設備や学習環境が整えられており、中でも5号館は「シーズ（生命の種）」をモチーフとしたガラス張りのモダンな設計となっています。36の実験室、10の共通機器室には最新の実験機器を設置しており、学生・教員が日々、研究活動に励んでいます。また、3号館には管理栄養士を目指す学生向けに給食経営管理室等が設置され、一度に約100人分の大量調理が可能な設備等も揃っています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、昨年度は感染防止対策として多くの授業を非対面（遠隔）形式で実施しましたが、板倉キャンパスは理系の学部・研究科が集うキャンパスであり実験・実習科目が多いことから、今年度は一部に非対面（遠隔）授業も実施しつつ、多くの授業は原則通常の対面形式でおこなっています。

これに伴い、学生・教員それぞれにフェースシールドの配布や、学生食堂にはアクリルパーテーションを設置するなど、十分な感染防止対策を講じた上で学生を迎えて入れています。

## MAP



### お問い合わせ先

ご案内事項	取扱い窓口	電話番号
●キャンパス代表	板倉事務課	0276-82-9111
●教務関係		
生命科学部	板倉事務課	0276-82-9138
食環境科学部		
大学院	板倉事務課	0276-82-9119
●学生生活関係		
奨学金	板倉事務課	0276-82-9172
サークル活動		
学生相談室	学生相談室	0276-82-9132
医務室（健康管理）	医務室	0276-82-9123
●就職関係		
就職活動	板倉事務課	0276-82-9172
●国際交流関係		
海外留学	板倉事務課	0276-82-9118
●学費等関係		
学費	板倉事務課	0276-82-9114
●図書関係		
図書館	図書事務課 (板倉)	0276-82-9061

## ACCESS

■池袋駅からJR宇都宮線（湘南新宿ライン） 東武日光線で72分

北千住駅から東武スカイツリーライン 東武日光線で63分

板倉東洋大前駅下車 徒歩10分

# 赤羽台キャンパス

〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11

情報連携学部  
ライフデザイン学部  
大学院（情報連携学研究科）  
(ライフデザイン学研究科)



INIAD HUB-1



WELLB HUB-2

敷地 約20,000m<sup>2</sup> 校舎 約41,300m<sup>2</sup>

## MAP



## ACCESS

■JR赤羽駅下車 西口出口より徒歩8分  
東京メトロ南北線赤羽岩淵駅下車 徒歩12分

赤羽台キャンパスの最寄り駅、JR赤羽駅は、都心のみならず、横浜、大宮ほかの主要地点からのアクセスにも優れています。駅からほんの数歩の距離で、駅周辺の喧騒から離れ、住宅街の落ち着いた環境の中にあります。

情報連携学部 (Information Networking for Innovation and Design; 通称 INIAD) では、コンピュータ・サイエンス教育を基盤とし、チームを組んでコンピュータを使いこなし、情報を通して連携し、素早くアイデアを形にできるような人材を養成しています。

INIAD の多くの授業は、少人数教室でのディスカッションやチーム学習を中心に行なつており、また、従来の教室とは異なり、黒板もホワイトボードもありません。学生は各自自分のパソコンを大学に持参して、インターネットを通じて、事前に配布される教材や授業で出た課題に取り組んでいます。

また、本のない図書館であるメディアセンターで、学生は電子ブックや電子ジャーナルで調べものをしたり、グループで集まって学習したりしています。学生には必要な情報を、紙の掲示板ではなく、すべて校舎内のデジタルサイネージやメール等でお知らせしています。

INIAD 専用の校舎 INIAD HUB-1 は、最先端の IoT ビルディングで、建物自体が IoT 教材でもあります。教室や部室の鍵や照明、空調、ロッカー、エレベーター、各種のセンサーなどの様々な設備がインターネットに接続され、学生を個々に識別するだけでなく、学生は定められているルールの範囲内で、自分たちの環境をプログラミングによってより使いやすくしていくことができます。

INIAD HUB-1 では、最先端の IoT テクノロジーを駆使して、情報連携学部の授業で実践的な知識や技術を学ぶことができます。例えば、介助技術の授業のための介護実習室、入浴実習室、調理実習室などや、保育士、幼稚園教諭の授業のための保育実習室、音楽実習室、ピアノ練習室、デザインや制作などの授業や演習で使用する実験工房は各種演習用の工作機械室や学生が作業できるアトリエスペースが設置されており、ものづくりに専念できる環境を整えています。

さらに、教育・研究環境のさらなる拡充に向けて、2023年に図書館や体育館棟が竣工予定であり、当キャンパスの一層の発展が期待されます。地下1階、地上9階建ての新校舎 (WELLB HUB-2) は、学部の特色でもある専門職に向けた諸資格取得のための実習設備が完備され、より実践的な知識や技術を学ぶことができます。例えば、介助技術の授業のための介護実習室、入浴実習室、調理実習室などや、保育士、幼稚園教諭の授業のための保育実習室、音楽実習室、ピアノ練習室、デザインや制作などの授業や演習で使用する実験工房は各種演習用の工作機械室や学生が作業できるアトリエスペースが設置されており、ものづくりに専念できる環境を整えています。

さらに、教育・研究環境のさらなる拡充に向けて、2023年に図書館や体育館棟が竣工予定であり、当キャンパスの一層の発展が期待されます。地下1階、地上9階建ての新校舎 (WELLB HUB-2) は、学部の特色でもある専門職に向けた諸資格取得のための実習設備が完備され、より実践的な知識や技術を学ぶことができます。例えば、介助技術の授業のための介護実習室、入浴実習室、調理実習室などや、保育士、幼稚園教諭の授業のための保育実習室、音楽実習室、ピアノ練習室、デザインや制作などの授業や演習で使用する実験工房は各種演習用の工作機械室や学生が作業できるアトリエスペースが設置されており、ものづくりに専念できる環境を整えています。

## お問い合わせ先

お問い合わせはEメールでお願いいたします

ご案内事項

取扱い窓口

Eメールアドレス

情報連携学部	赤羽台事務課	ml-iniad-fs@toyo.jp
ライフデザイン学部		mlakyo@toyo.jp

# 甫水会からのご案内

## 東洋大学 父母専用相談窓口（父母ホットライン） (ご父母または保証人の皆さまに対する電話相談窓口)

東洋大学甫水会事務局内に、父母専用相談窓口（父母ホットライン）を開設しています。学部に在籍するご子息・ご息女のことで、ご父母または保証人の皆さまが、大学のどこの部署へ相談したらよいかわからない等、お困りのことがございましたら、この相談窓口まで、電話にてお問合せください。

### ※大学へのご連絡に際して

授業運営や事務手続きに関する質問等につきましては、ご子息・ご息女が所属する関連窓口に直接申し出でていただくようお願いしています。お子様の自主性を尊重し、学修を実質化する意味において、父母および保証人の皆さまにおかれましてもご助言いただきますようお願い申し上げます。

電話番号:03-3945-7883

受付時間:9:30~16:30(月曜日~金曜日)

## 甫水会からのお願い 保証人住所変更手続きについて

転居等により保証人住所・電話番号を変更される場合には、ご子息・ご息女に東洋大学ホームページサイト『ToyoNet-G』(とよねっとジー)で変更手続きを行うようにお伝え下さい。

この手続きで「父母懇談会」・「支部総会」・「会員の集い・就職フォーラム」・「会報 東洋」等、甫水会及び会員の皆様が所属する支部からのすべての送付物のあて先に反映されます。

なお、甫水会では、住所変更手続きは受け付けられませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

教務担当窓口への提出 もしくは『ToyoNet-G』からの変更をお願い致します。

## 甫水会からのご案内



# 甫水会会員向け HPがあります!

保護者として知りたい情報をアップしていきます

例えば…… 甫水会とは…？

支部行事に参加してみたい。

学生の大会情報を知りたい など

URL : <https://www.toyo-hosui.jp>



## 事業活動スナップ

### 父母懇談会

父母懇談会は、東洋大学主催の行事であり、甫水会の協力のもとで関東地区を中心としてキャンパス別に実施されるほか、全国26地区において会場設置して実施されます。

学長、学部長等の大学代表者による大学の現況説明のほか、成績表及び履修登録確認表の見方を含めた個別相談、就職講演会などが行われます。



大学現況説明（札幌会場）



個別面談風景（宮崎会場）



就職説明（山梨会場）

### 支部総会

全国56支部において、支部活動の総決算として支部総会を実施しています。

全国26地区における大学主催の父母懇談会の実施に際しては、本部の支援のもと、各支部単位で支部総会が実施されるほか、支部によっては会員相互の親睦を図れるよう親睦会を実施しています。



神奈川県支部



愛媛県支部

#### ～ 参加いただいた会員の声 ～

- ・懇談会内容はとても分かりやすく、興味深く真剣に聞きました。
- ・個別面談で職員の方から履修状況など、見方についても説明していただき質問にも丁寧に対応していただきました。
- ・同じ県、同じ大学に通わせている親と親睦を深めることができました。
- ・懇親会に出席して、大学、甫水会本部の方との連携・交流が深まり、また会員間の親睦も図れました。
- ・大学職員の熱心なお話が大変参考になりました。

※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、父母懇談会および支部総会はWEBでの開催となりましたので、2019年度の写真となっております。

## 会員の集い・就職フォーラム

2020年度の会員の集い・就職フォーラムは新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで開催しました。



## 寄 贈

甫水会より、卒業式・入学式のフォトスポットを東洋大学へ寄贈しました。



### その他支部主催行事

各支部で、いろいろなイベントを企画開催しています。



合同就職講演会（東京都 城東・城西・中央・城北）



日帰りバス研修旅行（埼玉県南支部）



就職説明会（埼玉県北支部）



全日本大学駅伝対抗選手権応援（愛知県支部）

### 課外活動等への支援

甫水会は、各キャンパスで実施される学園祭やスポーツ大会における学生主催団体に対する援助金の交付の他、体育系、文科系を問わず学生団体に課外活動に対する支援を幅広く行っています。

また、大学の教育活動を充実させるために、学部学科主催のイベント、ゼミナール等の活動に対する支援や、就職活動支援や学生の食育支援を行っています。



新入生歓迎行事 優勝チームへの表彰と記念品贈呈



ゼミ発表会

※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、行事がほとんど開催出来なかつたため、2019年度の写真となっております。

# 東洋大学甫水会

〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20 (8号館中2階)  
TEL.03-3945-0123 FAX.03-3942-7612  
E-Mail [hosui@toyo.jp](mailto:hosui@toyo.jp)

発行日 2021年 5月15日 編集・発行 東洋大学甫水会